

## 財団役員等の報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第 1条 この規程は、公益財団法人甘楽町国際交流振興協会(以下「当協会」という。)の定款第16条第3項及び第33条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第 3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員には、定例報酬を支給する。

### (定例報酬の額の決定)

第 4条 当協会の常勤役員のうち理事の定例報酬月額は、月額132千円を上限として、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

2 当協会の常勤役員のうち監事の定例報酬月額は、月額132千円を上限として、評議員会が決めるものとする。

### (定例報酬の支給)

第 5条 定例報酬の支給日及び支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程に準ずる。

### (費用)

第 6条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支

払うものとする。

(公 表)

第 7条 当協会は、本規程を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項の規定に基づき公表するものとする。

(改 正)

第 8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補 則)

第 9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。